

広島県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和八年三月十九日までの間、縦覧に供する。

令和八年三月五日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

帝釈峡井関線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
神石郡神石高原町小島二八二番地先から 神石郡神石高原町小島二八二番地先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長
	三・八〇〃四 ・二〇	四・二〇〃五 ・〇〇	
	三三・一〇	三三・一〇	備 考
	三三・一〇		拡 幅